

2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部設置規程

平成 30 年 10 月 19 日
厚生労働大臣伺い定め

(設置)

第 1 条 団塊ジュニア世代が高齢者となる 2040 年を見据え、今後、国民誰もが、より長く、元気に活躍できるよう、多様な就労・社会参加の環境整備や健康寿命の延伸を進めるとともに、医療・福祉サービスの改革による生産性の向上を図りつつ、給付と負担の見直し等による社会保障の持続可能性の確保を進めるため、2040 年を展望した社会保障・働き方改革本部（以下「本部」という。）を設置する。

(組織)

第 2 条 本部は、本部長、本部長代理及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長は、厚生労働大臣をもって充てる。
- 3 本部長代理は、厚生労働副大臣及び厚生労働大臣政務官をもって充てる。
- 4 本部員は別紙 1 の職にある者をもって充てる。ただし、本部長が必要と認めるときは、本部員を追加することができる。

(横断的課題に関するプロジェクトチーム)

第 3 条 本部に、横断的課題に関するプロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を置く。

- 2 プロジェクトチームは、リーダー及びサブリーダーをもって構成する。
- 3 リーダーは、政策統括官（総合政策担当）をもって充てる。
- 4 サブリーダーは、大臣官房審議官（総合政策（社会保障）担当）及び政策立案総括審議官（政策評価、総合政策（労働）担当）をもって充てる。

(タスクフォース)

第 4 条 プロジェクトチームに、健康寿命延伸タスクフォース、医療・福祉サービス改革タスクフォース、高齢者雇用タスクフォース及び地域共生タスクフォースを設置する。

- 2 各タスクフォースに、それぞれ主査及び副主査を置く。
- 3 主査及び副主査は、別紙 2 の職にある者をもって充てる。
- 4 主査は、必要に応じ、タスクフォースに関係部局の職員の参加を求めることができる。
- 5 主査は、必要に応じ、タスクフォースの運営に関する事項その他必要な事項を別に定めることができる。

(庶務)

第5条 本部の庶務は、政策統括官付社会保障担当参事官室及び政策統括官付労働政策担当参事官室において処理する。

(補則)

第6条 この規程に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この規程は、平成30年10月22日から施行する。

2040年を展望した社会保障・働き方改革本部員

厚生労働事務次官

厚生労働審議官

医務技監

大臣官房長

大臣官房総括審議官

大臣官房審議官（総合政策（社会保障）担当）

医政局長

健康局長

医薬・生活衛生局長

労働基準局長

労働基準局安全衛生部長

職業安定局長

職業安定局雇用開発部長

雇用環境・均等局長

子ども家庭局長

社会・援護局長

社会・援護局障害保健福祉部長

老健局長

保険局長

年金局長

人材開発統括官

政策統括官（総合政策担当）

政策立案総括審議官（政策評価、総合政策（労働）担当）

政策統括官（統計・情報政策、政策評価担当）

タスクフォース	主査及び副主査
健康寿命延伸タスクフォース	主査：大臣官房審議官（健康、生活衛生、アルコール健康障害対策担当） 副主査：大臣官房審議官（危機管理、科学技術・イノベーション、国際調整、がん対策担当）、大臣官房審議官（医療介護連携担当）、医政局統括調整官
医療・福祉サービス改革タスクフォース	主査：大臣官房審議官（老健、障害保健福祉担当） 副主査：大臣官房審議官（医政、医薬品等産業振興、精神保健医療、災害対策担当）、医政局統括調整官
高齢者雇用タスクフォース	主査：職業安定局雇用開発部長 副主査：大臣官房審議官（職業安定担当）、大臣官房審議官（人材開発、都道府県労働局担当）
地域共生タスクフォース	主査：大臣官房審議官（総合政策（社会保障）担当） 副主査：大臣官房審議官（社会、援護、人道調査、福祉連携担当）、大臣官房審議官（老健、障害保健福祉担当）、内閣官房内閣審議官（子ども家庭局併任）、社会・援護局障害保健福祉部長